

諮問実施機関：滋賀県教育委員会

諮問日：平成22年6月30日（諮問第56号）

答申日：平成23年2月25日（答申第50号）

内容：「平成22年度および平成21年度滋賀県公立学校教員採用選考試験に係る、面接（集団、個人）判定基準・小論文判定基準・総合判定基準等」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審査会の結論

1 「面接（集団、個人）判定基準」について

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が非公開とした「英語面接評価票の配点に関する部分」（以下「英語面接配点部分」という。）は、公開すべきである。

2 「小論文判定基準」について

実施機関が不存在とした決定は妥当ではなく、別紙1(1)に掲げる文書を含む対象公文書をあらためて特定すべきである。同時に、別紙1(1)に掲げる文書は全て公開すべきである。

3 「総合判定基準（各試験項目の割合、一次選考および二次選考通過者の基準点、最終合否判定までの手順を示す文書）」（以下「総合判定基準」という。）について

実施機関が不存在とした決定は妥当ではなく、別紙1(2)に掲げる文書を含む対象公文書をあらためて特定すべきである。同時に、別紙1(2)に掲げる文書は全て公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成22年3月26日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成22年度および平成21年度 滋賀県公立学校教員採用選考試験にかかる行政文書
選考基準に関わるもの

- ・面接（集団、個人）判定基準
- ・実技試験判定基準
- ・小論文判定基準
- ・指導実技（模擬授業）判定基準
- ・総合判定基準（各試験項目の割合、一次選考および二次選考通過者の基準点、最終合

否判定までの手順を示す文書)

その他の行政文書

- ・一般・教職教養試験、専門教科・科目試験の設問ごとの正答率
- ・一般・教職教養試験、専門教科・科目試験の各試験の得点分布
- ・一次選考一部免除者の1次選考及び2次選考の受験者数、合格者数、合格率
- ・滋賀の教師塾卒業生(1期生、2期生)の合格率、1期生の一次選考一部免除者数と比率
- ・選考方針
- ・実施要項作成から二次選考合格者発表までの、選考事業全体の流れを示す文書
- ・面接官への指示文書
- ・面接官の研修に関する文書

2 実施機関の決定

同年4月9日、実施機関は、条例第10条第1項の規定に基づき、別紙2のとおり公文書一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

同年5月31日、審査請求人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、本件処分のうち「面接(集団、個人)判定基準」(英語面接配点部分)、「小論文判定基準」、「総合判定基準」に係る処分を不服として滋賀県教育委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分における「面接(集団、個人)判定基準」(英語面接配点部分)、「小論文判定基準」、「総合判定基準」についての非公開処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 総論

教育委員会の理由説明書は、条例の根本原則(趣旨)(前文、第1条、第3条)が踏まえられていない。

教育行政は住民の教育意思を尊重し、学校において教師が親(住民)の付託を受けて、児童・生徒に直接教育にあたるよう配慮しなくてはならない。教育委員会が教員を選考して採用する業務は国民・市民から信託を受けた作業であり、その手続きや内容は原則として国民・市民に公開されることが当然である。また、教員の採用選考は県民および国民の税金で行われている事業であり、選考に関する情報は最大限公開されなければならない。

(2) 「面接(集団、個人)判定基準」(英語面接配点部分)について

「面接（集団、個人）判定基準」のうち英語面接配点部分の非公開理由は「各試験の評価票の配点を開示すると、選考に関する事務の公正または円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるため」（条例第6条第6号該当）と説明されているが、この非公開理由にある「おそれ」はきわめて一般的で抽象的な説明であり、具体性にかける。また、条例本来の趣旨や全国動向から見ても不当な処分であり理由にならない。

公立学校教員採用選考試験を実施している全国の県市では、ここ数年、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、試験問題の公表、解答の公表、成績の開示などの様々な取り組みが行われている。2008年に明らかになった大分県の教員人事汚職事件（採用と昇任に関する不正事件）以降、教員の採用は公正に行われているのか、どんな選考基準によりどんな人が選ばれているのかという「教員採用選考事業」への関心はさらに高まっており、教員採用選考情報の開示はさらに広がっている。こうした中、採用選考の内容・基準について公表する県市（政令市）は年々増加しており、平成22年度採用選考試験において、すべての選考基準を公開している実施機関は35県市（政令市）に上っている。それは、平成21年12月に公表された、文部科学省の資料「平成22年度教員採用等の改善に係る取組事例」で知ることができる。これらの開示県市（政令市）と比較して、滋賀県教育委員会が開示できない具体的な理由を実証的に説明する必要がある。

今回滋賀県教育委員会が非公開と判断した部分については、大手受験予備校において受講者が自由に複製を取得できる情報として、不特定の人間に対してすでに提供されているという事実がある。教員採用選考試験の受験者の多くは市販の問題集や予備校等で受験対策を行っており、これらの文書を手に入れている受験者は少なくないものと思われる。滋賀県教育委員会は「本県の目指している人物重視の選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張しているが、その主張が事実であるならば今年度の教員採用選考試験において「適正な遂行に支障を及ぼす」に相当する事象があったはずである。どのような「適正な遂行に支障を及ぼす」事象が生じたのか、具体的な説明を求めたい。

文部科学省の資料「平成22年度教員採用等の改善に係る取組事例」は、教員採用選考事業を行っている全実施機関に全ての情報を開示することを求めたものではないが、公正かつ公平な教員採用選考を行うためには情報公開・個人情報の開示が不可欠であることを示したものであり、公開の在り方について一定の基準を示したものと見える。ここで示されている最も重要な事実は、今回滋賀県教育委員会が非公開とした内容を公開している他の都道府県等において、教員採用選考事業に何ら支障を生じていないという事実である。滋賀県教育委員会は、同様の内容を公開することによってどのような支障が生じるのか、実証的かつ具体的に説明しなければならない。

英語面接評価票について、その評価項目（発音・態度・内容）はすでに明らかにされているが、これらの項目の一部分的について受験対策として一時的な力量の向上を図るという行為のイメージが請求人にはもちきれない。なぜならば、これらの

項目についての力量を高める行為はそのまま実践的力量的の向上につながると考えるからである。各試験項目の評価票等に示された評価項目は、「滋賀県の求める教師像」が個別具体的に示されたものであり、それらの項目において高い評価を得た者が「教員としての資質に富み、専門的な知識を有する者」と評価される以上、それらの対策は教師の力量形成と等しくなければならない。滋賀県教育委員会は「実践的力量」と「受験技術」を全く異なるものと認識している。

(3) 「小論文判定基準」および「総合判定基準」について

「小論文判定基準」、「総合判定基準」については不存在とされているが、教員の採用は競争試験ではなく選考によらなければならないとされ、ある試験で順位をつけるというやり方ではなく、選考基準に照らして多面的に判断されなければならない。こうした選考本来の趣旨から考えると、「小論文判定基準」および「総合判定基準」の不存在は考えられない。

文部科学省の資料「平成 22 年度教員採用等の改善に係る取組事例」の 256 頁において、「採用選考基準の公表の状況」および「公表事項」について、教員採用選考事業を行っている各実施機関の状況が一覧にまとめられている。この中で、滋賀県は小論文判定基準について「-」(基準自体がない)ではなく「×」(公表していない)とされており、総合判定基準については「 」(公表している)とされている。

「小論文判定基準」および「総合判定基準」をいずれも不存在とする主張は、当該資料の内容と矛盾している。

小論文について、判定基準の無い採点・評価は、一般的にあり得ない。単独の文書として存在はなくとも、採用選考に関する文書のどこかに小論文の判定に関する記載が存在しているものとする。

総合判定基準についても、どのような判断をもって「公文書不存在」との主張を行ったのか、詳細な説明を求める。

(4) 過去の滋賀県情報公開審査会答申について

滋賀県情報公開審査会答申第 23 号(平成 16 年 3 月 26 日)では、滋賀県公立学校教員採用選考試験の選考基準に関する公文書について、滋賀県教育委員会が行った非公開決定が妥当との判断が下されている。以降、全国の採用選考に係る情報公開の状況は 2008 年に明らかになった大分県の教員人事汚職事件をひとつの契機として、滋賀県のそれをある意味において追い抜き、大きく飛躍している。滋賀県教育委員会が答申第 23 号を理由に情報公開を主体的に進められていないとするならば、過去の答申が結果的に「足かせ」になっているということであり、非常に残念に感じられる。教員採用選考事業における情報公開をさらに進めることは県民からの学校教育への信頼性を高めるためにも必要不可欠であり、行政の責務であるとする。滋賀県情報公開審査会において、教育委員会に対し当該文書を公開すべきであるとの答申が出ることを強く望む。

諮問実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関の決定は適切である。

2 教員採用選考試験に係る公文書公開についての基本的な考え方

本県では、多様な教育課題に対処し、教育効果を一層高めるため、公立学校教員の採用に当たっては、創意と意欲に満ちた優秀な人材の確保に努めており、滋賀県公立学校教員採用選考試験（以下「選考試験」という。）実施要項に「求める教員像」として次のように明記している。

（滋賀県の求める教員像）

- ・ 明朗で、豊かな人間性と社会性を持っている人
- ・ 児童生徒への教育的愛情を持っている人
- ・ 教育者としての使命感と情熱を持っている人
- ・ 柔軟性と創造性をそなえ、専門的指導力を持っている人

選考試験は、上記教員像を念頭におき、一次選考として筆記試験（「一般・教職教養」、「専門教科・科目」、「小論文」および「適性検査」）と集団面接（討論を含む。）を、二次選考として全員に「個人面接」と「指導実技」を、また、校種・教科・科目によっては、「音楽実技」、「特別活動にかかわる実技」、「水泳実技」、「教科科目に関する実技」を実施し、受験者の資質、能力、適性等を多面的、総合的に判断して教員として優れた人材の確保を行うことを目的として実施しているものである。

ところが、各項目の配点や評価などの選考基準を公にすると、配点ウエイトおよび評価ウエイトの高い試験項目に受験者が着目し、その対策に拘泥し、受験対策的な技術に優れた者が結果として高得点を得ることとなることが予想され、その結果、受験者の総合的な資質、能力、適性等を見極め、本来求める人材を的確に選別することが困難になるおそれがあり、ひいては選考試験の実施の目的を達成できなくなるものと考える。

審査請求人は、「教育委員会が教員を選考して採用する業務は国民・市民から信託を受けた作業であり、その手続きや内容は原則として国民・市民に公開されることが当然である。」と主張しているが、公にすることにより、今後の選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断される各項目の配点や評価などの選考基準については、非公開としている。今回、面接（集団、個人）判定基準の公開請求があったが、このうち、英語面接評価票の配点に関する部分を公開すると、選考基準が類推され、今後の選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されることから、条例第6条第6号に該当するものとして、非公開としたものである。

なお、審査請求人は、平成21年12月に公表された、文部科学省の資料「平成22年度教員採用等の改善にかかる取組事例」をもとに、「採用選考の内容・基準について公表する県市（政令市）は年々増加しており、平成22年度採用選考試験において、すべての選考基準を公開している実施機関は35県市（政令市）に上っている。」と主張しているが、全65県市のうち、本県と同様に一部公表としているのが30県市（政令市）あり、特に、

近畿地方においては、京都府が全て公表している他は、他の4府県は一部しか公表していない。したがって、選考基準の公開において、本県が、他府県と大きく異なる対応をしているということにはならないと判断している。

3 非公開理由

(1)「面接(集団、個人)判定基準」(英語面接配点部分)について

選考試験の面接(集団、個人)判定基準については、英語面接配点部分を除いてすべて公開した。ただし、英語面接配点部分については、これを公開すると、選考基準が類推され、配点ウエイトの高い試験項目に受験者が着目し、その対策に拘泥し、受験対策的な技術に優れた者が結果として高得点を得ることとなることが予想され、その結果、受験者の総合的な資質、能力、適性等を見極め、本来求める人材を的確に選別することが困難になるおそれがあり、ひいては選考試験の実施の目的を達成できなくなるものとする。また、実際の面接においては、受験者は配点ウエイトの高い項目を意識した応答をすることが可能となり、面接本来の目的である人物の全体像の正確な把握が困難になってしまう。このことは、面接試験そのものの実施の目的を阻害するものであり、本県の目指している人物重視の選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする。したがって条例第6条第6号に該当するものとして、非公開としたものである。

また、英語面接配点部分が公開されると、公開された英語面接配点部分から受験者が面接試験の配点ウエイトについて誤った類推をする可能性もある。

誤った類推をされた場合にも、配点ウエイトを低く類推された項目については、その部分を勉強することなく、その部分を捨ててしまう受験者が現れるおそれがある。

(2)「小論文判定基準」について

公文書不存在のため、非公開とした。

小論文の採点基準を試験実施前には作成しておらず、試験実施後、受験者全員の小論文の内容を確認し、基準を申し合わせるが、公文書は作成されていない。

(3)「総合判定基準」について

公文書不存在のため、非公開とした。

実施機関としては、審査請求人のいう「総合判定基準」とは一次選考二次選考全体を通しての判定基準であると捉えており、そのような判定基準は存在しないと考え、不存在と判断した。なお、選考基準等に係る公文書を再確認したところ、その一部に一次選考二次選考全体を通しての判定基準が記載されているものが存在していたことから、不存在ではなく、この部分を含む公文書を特定し、非公開(条例第6条第6号該当)との判断をすべきであったと考える。

(4)選考基準(各項目の配点や評価などの選考基準)について

選考基準を公にすると、配点ウエイトの高い試験項目に受験者が着目し、その対策に拘泥し、受験対策的な技術に優れた者が結果として高得点を得ることとなることが予想され、その結果、受験者の総合的な資質、能力、適性等を見極め、本来求める人材を的確に選別することが困難になるおそれがあり、ひいては選考試験の実施の目的

を達成できなくなるものとする。

選考基準にある配点ウエイトの軽重を受験者があらかじめ知ることにより、そもそも受験の段階で偏った能力を持つ受験者が増えることが危惧される。このことは、創意と意欲に満ちた優秀な人材の確保、すなわちバランスのとれた総合的な能力の高い人材を教員として採用するという採用選考試験本来の目的達成の観点から問題があり、試験の実施に支障をきたすとする。

一定の受験対策が行われることはやむを得ないかもしれないが、配点・評価ウエイトの高低によって、ウエイトの低い項目を捨て、ウエイトの高い項目ばかり頑張るということも想定され、そのような事態を危惧している。

選考基準を公にすると、試験の公正さを客観的に数値化されるもののみから求めようとする考え方からは、客観的に数値化できる試験項目のウエイトを高めるべきであるという議論・批判が想定される。このようなことが起こると、県民の選考試験に対する信頼、選考試験の社会的評価を損なうことになりかねず、これを回避しようとするれば、試験実施の裁量性を制限せざるを得ないことも考えられる。このような意味からも選考試験の実施に支障をきたすとする。

第5 審査会の判断

1 審査会の判断理由

(1) 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえたうえで以下のとおり判断する。

(2) 「面接（集団、個人）判定基準」（英語面接配点部分）について

対象公文書と非公開部分について

実施機関は、本件公開請求のうち「面接（集団、個人）判定基準」の対象公文書として、別紙2「請求内容 面接（集団、個人）判定基準」の表に掲げる14の公文書を特定し、そのうち平成22年度試験および平成21年度試験の英語面接評価票

の配点に関する部分（英語面接配点部分）を非公開（条例第6条第6号該当）とした。

これに対し、審査請求人はこの英語面接配点部分の公開を求めていることから、英語面接配点部分の条例第6条第6号該当性について以下検討する。

なお、「面接（集団・個人）判定基準」の対象公文書として実施機関が特定した14の公文書のうち、平成22年度試験および平成21年度試験の英語面接評価票以外の公文書の中には、配点に関する記載（部分）は見当たらない。

英語面接配点部分の条例第6条第6号該当性について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

ア 英語面接配点部分からの選考基準の類推について

諮問実施機関は、「英語面接配点部分については、これを公開すると、選考基準が類推され、配点ウエイトの高い試験項目に受験者が着目し、その対策に拘泥し、受験対策的な技術に優れた者が結果として高得点を得ることとなることが予想され、その結果、受験者の総合的な資質、能力、適性等を見極め、本来求める人材を的確に選別することが困難になるおそれがあり、ひいては選考試験の実施の目的を達成できなくなる」と説明する。

ここで諮問実施機関が説明する支障は、英語面接配点部分から選考基準が類推されることを前提としている。そこで、英語面接配点部分から選考基準が類推できるかどうかを検討するため、諮問実施機関の言う「選考基準」に該当する資料の提出を、諮問実施機関に求めたところ、次に掲げる12の文書（以下「選考基準資料」という。）が当審査会に提出された。

選考基準資料

平成22年度 判定基準 小学校・中学校・栄養教員（1次試験）
（平成22年度）第二次選考 判定基準 小学校・中学校・栄養
平成21年度 判定基準 小学校・中学校・栄養教員（1次試験）
（平成21年度）第二次選考 判定基準 小学校・中学校・栄養
教員採用試験の第一次選考基準（高等学校・特別支援学校）H22教採用
教員採用試験の第一次選考基準（養護教員）H22教採用
教員採用試験の第二次選考基準（高等学校）H22教採用
教員採用試験の第二次選考基準（特別支援学校）H22教採用
教員採用試験の第二次選考基準（養護教員）H22教採用
教員採用試験の選考基準（高等学校）H21教採用

教員採用試験の選考基準（特別支援学校）H 2 1 教採用

教員採用試験の選考基準（養護教員）H 2 1 教採用

当審査会において「選考基準資料」を見分したところ、その具体的な内容は、教養試験、専門試験、論文試験、面接試験、実技試験等の各試験の比重や配点など、第一次選考の総合評価および第二次選考の総合評価等を算定する基準であった。

そして、英語面接配点部分からこのような選考基準が類推できるかどうかを具体的に検討したが、その類推は極めて困難であると言わざるを得ない。

したがって、選考基準が類推されることを前提とした実施機関の主張は認めることができない。

イ 英語面接配点部分からの選考基準の誤った類推について

また、諮問実施機関は「受験者が面接試験の配点ウエイトについて誤った類推をする可能性があり、誤って類推をされた場合にも、配点ウエイトが低く類推された項目については、その部分を勉強することなく、その部分を捨ててしまう受験者が現れるおそれがある」と説明する。

しかし、そのような誤った類推を受験者がすることによって生じる支障は実質的なものとはまでは言えず、そのおそれも法的保護に値する蓋然性があるとまでは言えない。

ウ 実際の面接における支障について

さらに、諮問実施機関は「実際の面接においては、受験者は配点ウエイトの高い項目を意識した応答をすることが可能となり、面接本来の目的である人物の全体像の正確な把握が困難になってしまう」、「このことは、面接試験そのものの実施の目的を阻害するものであり、本県の目指している人物重視の選考試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と説明する。

しかし、受験者が「英語面接評価票に記載された『発音・態度』、『内容』」などの評価項目を意識した応答をすることにより、人物の全体像の正確な把握が困難になるという支障は、実質的なものとはまでは言えず、そのおそれも法的保護に値する蓋然性があるとまでは言えない。

エ 結論

したがって、英語面接配点部分は条例第 6 条第 6 号に該当しない。

(3) 「小論文判定基準」の不存在について

諮問実施機関は「小論文の採点基準を試験実施前には作成しておらず、試験実施後、受験者全員の小論文の内容を確認し、基準を申し合わせるが、公文書は作成されていない」と説明する。この説明から、「小論文判定基準」とはいわゆる採点基準（1つ1つの答案を採点するための基準）のことであると諮問実施機関は解釈していると考えられる。

当審査会において、平成 22 年度の小論文試験問題（公開されているもの）を見分し

たところ、特定のテーマについて 600 字以内で考えを述べるものであった。このような出題形式とその内容に照らすと、いわゆる採点基準を不存在とする諮問実施機関の説明が、不自然・不合理なものとまでいうことはできない。

しかし、審査請求人は「文部科学省の資料『平成 22 年度教員採用等の改善に係る取組事例』において、滋賀県は小論文判定基準について『 - 』（基準自体がない）ではなく『 × 』（公表していない）とされている」ことや、小論文について「判定基準の無い採点・評価は、一般的にあり得ない。単独の文書として存在はなくとも、採用選考に関する文書のどこかに小論文の判定に関する記載が存在しているものとする」と主張する。

そして、当審査会が諮問実施機関から提出を受けた「選考基準資料」

の中に小論文試験の比重や配点に係る記述があることが認められた。小論文試験の比重や配点に係る記述は、1 つ 1 つの答案を採点するための採点基準とは異なるが、この記述をもって「小論文判定基準」ということもできる。

したがって、いわゆる採点基準を不存在とする諮問実施機関の説明は不自然・不合理なものとは言えないが、諮問実施機関の「小論文判定基準」を不存在とした決定は妥当ではなく、小論文試験の比重や配点に係る記述のある「選考基準資料」

を含む対象公文書をあらためて特定すべきである。

- (4) 「総合判定基準（各試験項目の割合、一次選考および二次選考通過者の基準点、最終合否判定までの手順を示す文書）」の不存在について

諮問実施機関は「審査請求人のいう『総合判定基準』とは一次選考二次選考全体を通しての判定基準であると捉えており、そのような判定基準は存在しないと考え、不存在と判断した」、「選考基準等に係る公文書を再確認したところ、その一部に一次選考二次選考全体を通しての判定基準が記載されているものが存在していたことから、不存在ではなく、この部分を含む公文書を特定し、非公開（条例第 6 条第 6 号該当）との判断をすべきであったと考える」と説明している。

このような説明から、実施機関は、一次選考（試験）の得点と二次選考（試験）の得点を合算した総合得点で合否を判定する基準を「総合判定基準」と解釈し、それ以外の基準は「総合判定基準」に該当しないと判断したと考えることができる。

しかし、「各試験項目の割合」といった公開請求書の記載内容や、審査請求人の主張の全趣旨から、審査請求人は選考基準の公開を求めていると解釈するのが相当であり、一般的な解釈からもそのように解するのが妥当である。

選考基準については、(2) で述べたとおり、諮問実施機関から当審査会に対して「選考基準資料」が提出されており、その内容は教養試験、専門試験、論文試験、面接試験、実技試験等の各試験の比重や配点など、第一次選考の総合評価および第二次選考の総合評価等を算定する基準であるから、この「選考基準資料」は、「総合判定基準」の対象公文書として特定されるべきものである。

- (5) 「選考基準資料」（～）について

「選考基準資料」の対象公文書性について

「選考基準資料」は、本件処分の対象公文書とされていない。しかし、(3)および(4)で述べたとおり、「選考基準資料」は、「小論文判定基準」および「総合判定基準」の対象公文書として特定されるべきものである。

この「選考基準資料」について、諮問実施機関は、これを当審査会に提出するにあたり、文書名以外の全ての部分が非公開情報に該当するとし、その非公開情報該当性(条例第6条第6号該当性)を説明している。

これに対し、審査請求人は、その主張の全趣旨から、「選考基準資料」の内容である選考基準の公開を求めているということができる。

そこで、選考基準の条例第6条第6号該当性について以下検討する。

選考基準の条例第6条第6号該当性について

ア 選考基準をとりまく社会状況について

選考基準については、次に掲げるとおり、教育職員養成審議会第3次答申(平成11年12月10日)において、その公表を検討することの必要性が示され、その後も大分県における教員採用試験に関する事件を受け、その公表に努めるよう文部科学省からも繰り返し通知(「平成21年度『教員採用等の改善に係る取組事例』の送付について(通知)」(平成20年12月24日付20初教職第22号)など)が行われている。このような教員採用等の改善が求められている近年の社会情勢から、選考基準は、公開することについての社会的な要請が高まっている情報であるということができる。

・教育職員養成審議会第3次答申(平成11年12月10日)【抜粋】

教員志願者、教育関係者、地域住民等に教育委員会が求める教員像を明らかにして、各学校や地域のニーズに対応した適格な教員の確保を促進するとともに、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保するため、学力試験問題等の公表、採用選考基準の公表を検討することが必要である。

その際、教員採用が競争試験ではなく選考であることにかんがみ、学力試験問題、論文課題のみを公表するのではなく、実技試験及び面接試験等の他の試験・課題のおおよその内容、各試験の比重や配点の目安を公表して、採用選考試験全体の情報公開を進め、これらにより教育委員会が求める教員像の全体を明確に示すよう工夫を講じることが望まれる。

・「平成21年度『教員採用等の改善に係る取組事例』の送付について(通知)」(平成20年12月24日付20初教職第22号)【抜粋】

不正防止のチェック体制や透明性の確保を図る観点から、採用試験の管理体制の整備、学力試験問題等の公表及び採用選考基準の公表に努めることなど、教員採用選考等の更なる改善を進め、地域の保護者や住民から不正を疑われることのないよう適正性を確保すること。

このような社会情勢、選考基準を公開することについての社会的な要請の高まりを受け、各都道府県および政令市においても選考基準の公表が進展していることがうかがわれる（「平成 22 年度教員採用等の改善にかかる取組事例」平成 21 年 12 月・文部科学省初等中等教育局教職員課）。

また、当審査会において各都道府県における選考基準（総合判定基準等）の公表資料（試験要項、ホームページ掲載情報等）を収集したところ、各都道府県における具体的な公表内容は様々であったが、各試験の比重や配点の公表が具体的にされている事例が少なからず確認された。

イ 選考基準の条例第 6 条第 6 号該当性の判断基準

条例第 6 条第 6 号の解釈は、先に述べたとおり、「事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解されることであるが、アで述べた状況をふまえると、選考基準を公開することによる「事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」については、公開することの要請を考慮してもなお非公開としなければならないほどの実質的な支障が要求され、「おそれ」についても、法的保護に値する蓋然性がより厳しく要求されると解することができる。

ウ 選考基準の条例第 6 条第 6 号該当性

諮問実施機関は、「選考基準を公にすると、配点ウエイトの高い試験項目に受験者が着目し、その対策に拘泥し、受験対策的な技術に優れた者が結果として高得点を得ることとなることが予想され、その結果、受験者の総合的な資質、能力、適性を見極め、本来求める人材を的確に選別することが困難になるおそれがあり、ひいては選考試験の実施の目的を達成できなくなる」、「選考基準にある配点ウエイトの軽重を受験者があらかじめ知ることにより、そもそも受験の段階で偏った能力を持つ受験者が増えることが危惧される。このことは、創意と意欲に満ちた優秀な人材の確保、すなわちバランスのとれた総合的な能力の高い人材を教員として採用するという採用選考試験本来の目的達成の観点から問題があり、試験の実施に支障をきたす」などの説明をしている。

確かに、選考基準を公開することに伴い、配点ウエイトの高い試験項目に着目した一定の受験対策が行われることも想定できないわけではない。

しかし、採用選考の透明性を高めて公教育への信頼性を確保する目的で選考基準を公開することが求められている社会情勢において、諮問実施機関の説明する選考基準の配点ウエイトに着目した受験対策にともなう支障は、名目的なものであり、実質的なものということとはできない。また、そのことからさらに進んで、本来求める人材を的確に選別することが困難になるというおそれの程度は、抽象的な可能性にすぎず、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。

選考基準については、少なからず公開されている事例があるところであるが、具

体的な支障が発生している事例は見受けられず、諮問実施機関もそのような事例を把握していない。

さらに、諮問実施機関は、選考基準を公開することにもない選考試験のあり方に対する議論・批判が想定され、そのことから生じる支障についても説明を行っているが、この議論・批判への対応は説明する責務（条例前文）の範囲内であり、実質的な支障ということとはできない。

エ 結論

したがって、選考基準は条例第6条第6号に該当しない。

オ 過去の滋賀県情報公開審査会答申について

当審査会は答申第23号（平成16年3月26日）において、平成15年度試験の選考基準を非公開とした実施機関の決定を妥当とする判断を行っている。答申第23号は、諮問実施機関の説明する受験対策にともなう支障を認めるものである。

しかし、その後現在に至るまでの間、採用選考の透明性がさらに求められる情勢となっており、各都道府県において具体的に選考基準が公表されてきている。

本答申では、このような状況を踏まえ、選考基準を公開することによる現時点における支障の実質性、おそれの法的保護に値する蓋然性をあらためて検討し、上記の結論に至ったものである。

したがって、本答申と抵触する答申第23号の判断は、これを変更すべきである。

（6）結論

諮問実施機関はその他種々説明しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、「英語面接配点部分」は条例第6条第6号に該当せず公開すべきであり、「小論文判定基準」および「総合判定基準」については、不存在との判断は妥当ではなく、「選考基準資料」を含む対象公文書をあらためて特定すべきである。

また、選考基準は条例第6条第6号に該当せず公開すべきである。

よって「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

2 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成22年6月30日	・教育委員会から諮問を受けた。
平成22年8月2日	・教育委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成22年8月30日	・審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成22年9月17日 (第185回審査会)	・諮問案件について資料に基づき事務局から説明を受けた。 ・諮問案件の審議を行った。

平成22年11月4日 (第186回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求人から意見を聴取した。 ・諮問案件の審議を行った。
平成22年12月20日 (第187回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・諮問案件の審議を行った。
平成23年1月20日 (第188回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問案件の審議を行った。
平成23年2月17日 (第189回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案の審議を行った。

別紙 1

(1) 「小論文判定基準」の対象公文書とすべき文書

選考基準資料

平成 22 年度 判定基準 小学校・中学校・栄養教員（1次試験）
平成 21 年度 判定基準 小学校・中学校・栄養教員（1次試験）
教員採用試験の第一次選考基準（高等学校・特別支援学校）H 2 2 教採用
教員採用試験の第一次選考基準（養護教員）H 2 2 教採用
教員採用試験の選考基準（高等学校）H 2 1 教採用
教員採用試験の選考基準（特別支援学校）H 2 1 教採用
教員採用試験の選考基準（養護教員）H 2 1 教採用

(2) 「総合判定基準（各試験項目の割合、一次選考および二次選考通過者の基準点、最終合否判定までの手順を示す文書）」の対象公文書とすべき文書

選考基準資料

平成 22 年度 判定基準 小学校・中学校・栄養教員（1次試験）
（平成 22 年度）第二次選考 判定基準 小学校・中学校・栄養
平成 21 年度 判定基準 小学校・中学校・栄養教員（1次試験）
（平成 21 年度）第二次選考 判定基準 小学校・中学校・栄養
教員採用試験の第一次選考基準（高等学校・特別支援学校）H 2 2 教採用
教員採用試験の第一次選考基準（養護教員）H 2 2 教採用
教員採用試験の第二次選考基準（高等学校）H 2 2 教採用
教員採用試験の第二次選考基準（特別支援学校）H 2 2 教採用
教員採用試験の第二次選考基準（養護教員）H 2 2 教採用
教員採用試験の選考基準（高等学校）H 2 1 教採用
教員採用試験の選考基準（特別支援学校）H 2 1 教採用
教員採用試験の選考基準（養護教員）H 2 1 教採用

別紙 2 (教育委員会の公文書一部公開決定の内容)

請求内容	面接(集団、個人)判定基準	公開・非公開の判断
教育委員会が特定した公文書		公開・非公開の判断
<p>平成 22 年度試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」 ・平成 22 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」(県立学校分) ・平成 22 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験 第二次選考「個人面接」実施要領 ・平成 22 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験 集団面接評定票(2通) ・二次選考試験個人面接評価票 ・「1.個人面接評価票」 <p>平成 21 年度試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」 ・平成 21 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」(県立学校分) ・平成 21 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験 第二次選考「個人面接」実施要領 ・平成 21 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験 集団面接評定票(2通) ・二次選考試験個人面接評価票 ・「1.個人面接評価票」 		公開
<p>平成 22 年度試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語面接評価票 <p>平成 21 年度試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英語面接評価票 		<p style="text-align: center;">一部公開</p> <p><非公開部分> 英語面接評価票の配点に関する部分</p> <p><非公開理由> 各試験の評価票の配点を開示すると選考に関する事務の公正または円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるため。(条例第6条第6号該当)</p>

請求内容	実技試験判定基準
教育委員会が特定した公文書	公開・非公開の判断
<p>平成 22 年度試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別活動にかかわる実技」(小学校教員志願者)について ・【水泳実技】 ・特別活動にかかる実技採点票 ・小学校・音楽実技採点票 ・中学校実技(音楽)にかかる採点票 ・中学校美術実技にかかる採点票 ・中学校実技(家庭)にかかる採点票 ・特別支援学校教員 第二次選考 記録用紙 ・平成 22 年度教員採用試験要領(中・高 保健体育 実技試験) ・平成 22 年度教員採用試験実技問題(養護教員) <p>平成 21 年度試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別活動にかかわる実技」(小学校教員志願者)について ・【水泳実技】 ・特別活動にかかる実技採点票 ・音楽実技採点票 ・中学校実技(音楽)にかかる採点票 ・中学校実技(家庭)にかかる採点票 ・中学校実技(技術)にかかる採点票 ・平成 21 年度<体力・運動実技>記録用紙 ・平成 21 年度教員採用試験要領(中 保健体育 実技試験) ・平成 21 年度教員採用試験体育実技試験[中学校保健体育] ・平成 21 年度教員採用試験実技問題(養護教員) 	公開

請求内容	小論文判定基準
教育委員会が特定した公文書	公開・非公開の判断
-	不存在

請求内容	指導実技(模擬授業)判定基準
教育委員会が特定した公文書	公開・非公開の判断
<p>平成 22 年度試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 指導実技採点票 ・「2. 指導実技評価票」 <p>平成 21 年度試験関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 指導実技採点票 ・「2. 指導実技評価票」 	公開

請求内容	総合判定基準（各試験項目の割合、一次選考および二次選考通過者の基準点、最終合否判定までの手順を示す文書）	
教育委員会が特定した公文書		公開・非公開の判断
	-	不存在

請求内容	一般・教職教養試験、専門教科・科目試験の設問ごとの正答率	
教育委員会が特定した公文書		公開・非公開の判断
	-	不存在

請求内容	一般・教職教養試験、専門教科・科目試験の各試験の得点分布	
教育委員会が特定した公文書		公開・非公開の判断
	-	不存在

請求内容	一次選考一部免除者の1次選考及び2次選考の受験者数、合格者数、合格率	
教育委員会が特定した公文書		公開・非公開の判断
	-	不存在

請求内容	滋賀の教師塾卒業生（1期生、2期生）の合格率、1期生の一次選考一部免除者数と比率	
教育委員会が特定した公文書		公開・非公開の判断
	-	不存在

請求内容	選考方針	
教育委員会が特定した公文書		公開・非公開の判断
平成22年度試験関係 ・平成22年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」 ・平成22年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」（県立学校分）		公開
平成21年度試験関係 ・平成21年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」 ・平成21年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」（県立学校分）		

請求内容	実施要項作成から二次選考合格者発表までの、選考事業全体の流れを示す文書	
教育委員会が特定した公文書		公開・非公開の判断
	-	不存在

請求内容	面接官への指示文書	公開・非公開の判断
教育委員会が特定した公文書		公開
平成 22 年度試験関係 ・平成 21 年 7 月 2 日滋教委教第 953 号 (4 通) 平成 21 年度試験関係 ・平成 20 年 6 月 30 日滋教委教第 860 号 (4 通)		

請求内容	面接官の研修に関する文書	公開・非公開の判断
教育委員会が特定した公文書		公開
平成 22 年度試験関係 ・平成 22 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」 ・平成 22 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」(県立学校分) ・平成 22 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験 第二次選考「個人面接」実施要領 ・平成 22 年度教員採用選考試験・第二次選考実施要項(県立) 平成 21 年度試験関係 ・平成 21 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」 ・平成 21 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験「集団面接要領」(県立学校分) ・平成 21 年度滋賀県公立学校教員採用選考試験 第二次選考「個人面接」実施要領 ・平成 21 年度教員採用選考試験・第二次選考実施要項(県立)		